

京都市建設局
中長期運営方針
【社会資本整備の重点】
2008～2017

2008（平成20）年6月

目 次

序章 策定の趣旨	1
第1章 社会資本整備の基本理念	3
第2章 社会資本整備に当たっての課題	4
第3章 社会資本整備の方針	6
第4章 社会資本整備に当たっての取組	20
1 地域特性を踏まえた社会資本整備の取組	20
2 選択と集中による社会資本整備の取組	23
3 効率的な社会資本整備の取組	24
4 建設局中長期運営方針の推進	28
参 考	
参考1 主な整備予定事業	29
参考2 主要事業の概要	30

策定に当たって

この「京都市建設局中長期運営方針 2008～2017」は、京都市建設局が毎年策定している運営方針が、主として当該年度の予算に基づく具体的事業を市民の皆様を紹介しているのに対し、長期的展望に立って今後建設局が進むべき方向性や実施すべき重点項目などを市民の皆様にお示しするものです。

■京都市建設局中長期運営方針（社会資本整備の重点）の概要一覧

京都市建設局中長期運営方針 【社会資本整備の重点】

社会資本の大規模な維持補修時代の到来
社会資本整備を取り巻く情勢の変化
低経済成長時代の到来

豊かな市民生活の実現
京都市の更なる発展

「適切な社会資本の維持管理」と「真に必要な社会資本の整備」を行うためには長期的な視点による戦略的な運営方針が必要

社会生活面からの課題
都市環境面からの課題

社会資本整備の基本理念
安らぎのある暮らし
華やきのあるまち

社会資本の管理面に関する課題

経済産業面からの課題

社会資本整備の方針

歩いて楽しいまちにする

自転車通行環境整備事業
自転車等駐車場整備事業
無電柱化等事業
水辺環境整備事業
バリアフリー事業
交通安全施設等整備事業
土地区画整理事業
道路事業
街路事業
交通結節点事業
連続立体交差事業
市街地再開発事業
放置自転車・路上占有物の撤去
緑化助成事業

歴史的な景観を生かしつつ新たな景観を創造する

無電柱化等事業
水辺環境整備事業
土地区画整理事業
市街地再開発事業
景観に配慮した道路・街路・公園・水辺などの整備事業

環境への負荷が少ないまちにする

自転車通行環境整備事業
自転車等駐車場整備事業
水辺環境整備事業
都市公園整備事業
バリアフリー事業
河川改修事業
土地区画整理事業
道路事業
街路事業
交通結節点事業
連続立体交差事業
高速道路整備
高速道路整備関連事業
市街地再開発事業
雨水浸透枳の整備
緑化助成事業

安全・安心で活力があるまちにする

舗装、橋りょう等の補修
河川、排水路等の補修
公園施設等の補修
自転車通行環境整備事業
自転車等駐車場整備事業
無電柱化等事業
都市公園整備事業
バリアフリー事業
交通安全施設等整備事業
河川改修事業
橋りょう耐震補強
土地区画整理事業
道路事業
街路事業
交通結節点事業
連続立体交差事業
高速道路整備
高速道路整備関連事業
市街地再開発事業
放置自転車・路上占有物の撤去
アセットマネジメント手法による予防的な補修
公民協働での日常的な維持管理

社会資本整備に当たっての取組

地域特性を踏まえた社会資本整備の取組

「保全」、「再生」、「創造」、それぞれの地域特性に応じた、個性あるまちづくり

選択と集中による社会資本整備の取組

「政策・施策評価」、「事務事業評価」の活用

効率的な社会資本整備の取組

公共事業評価の推進
公共事業等のコスト縮減の推進
民間活力を活用した整備等
予防保全型の維持管理手法の推進
市民との協働の推進
環境共生型社会への対応
建設リサイクルの推進
ローカルルールを導入
入札・契約制度の改善

京都市建設局中長期運営方針の推進

PDCAサイクルによる推進

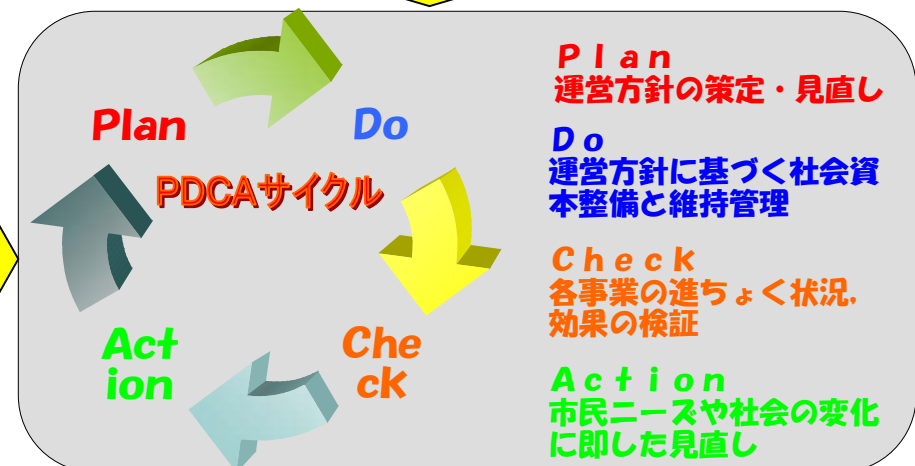
建設局運営方針 毎年度策定

建設局運営方針
2008（平成20）年度

2009（平成21）年度

2010（平成22）年度

建設局運営方針
2017（平成29）年度



序章 策定の趣旨

都市の骨格である道路や橋りょう、河川や公園などの公共施設（以下「社会資本」という。）は、私たちの日々の生活と密接に結びつき、重要な役割を果たしていることから、安全・安心で活力あるまちづくりのため、建設局では京都のすぐれた景観とも調和を図りながら、計画的に社会資本整備を進めてきました。

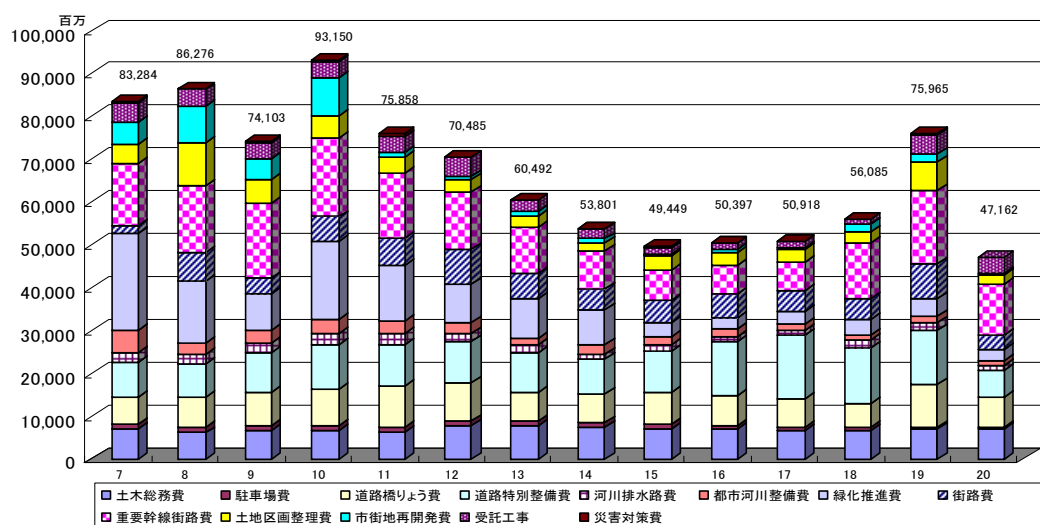
しかしながら、本市は空港や港湾施設を持たず、人と物の移動機能を鉄道と道路のみで担う内陸ならではの地域特性を有しております。また、花折断層などの活断層に囲まれているとともに、幹線道路が限られていることから、いざ大規模な震災が起こった場合には、緊急輸送路が分断され、甚大な被害を受けることが予想されます。

更に、震災以外でも2007（平成19）年アメリカのミネソタ州において、1960年代の半ばに建設された高速道路の橋りょうが老朽化により崩落するという大惨事が起こり、市民生活に大きな打撃と計り知れないショックを与えました。本市でも1950年代後半から1970年代初めの高度経済成長期に多くの社会資本を整備しており、近い将来、大規模な補修や更新が必要となることから、今後は社会資本の維持管理・補修に重点化をシフトしていかなければなりません。

そこで、これまでの維持管理手法について、「社会資本が壊れてから直す」という事後保全型から、「既存の社会資本の延命化」を図り、「計画的に補修を行い更新時期を平準化」する予防保全型（アセットマネジメント）に改め、ライフサイクルコストの縮減に取り組む必要があります。

また、これまでの社会経済情勢とは異なり、経済成長の鈍化などから、社会資本を整備するために投資できる社会資本整備費も増加するとは考えにくく、今までの方法のままでは社会資本の新設・改築の予算が確保できなくなります。

参考：建設局における一般会計決算額の推移（H19,H20 は予算額）



建設局では、長期的な視点から、社会資本ストックの維持管理・補修と市民の皆様が必要とする社会資本の新たな整備に取り組むため、２００８（平成２０）年度から２０１７（平成２９）年度までの１０年間の運営方針を示す「京都市建設局中長期運営方針（社会資本整備の重点）（以下「本運営方針」という）」を策定しました。

■ 京都市建設局中長期運営方針の構成

「序章 策定の趣旨」

なぜ、京都市建設局中長期運営方針が必要なのか、策定の必要性とその背景について記載しています。

「第１章 社会資本整備の基本理念」

建設局におけるまちづくりの理念を記載しています。

「第２章 社会資本整備に当たっての課題」

基本理念の具体化に当たり、本市の特性や本市を取り巻く情勢、課題などを「社会生活面」、「経済産業面」、「都市環境面」、「社会資本の管理面」という４つの視点で記載しています。

「第３章 社会資本整備の方針」

基本理念と課題を踏まえ、建設局が取り組む方針と主要事業を記載しています。

「第４章 社会資本整備に当たっての取組」

各種事業の実施に当たり、留意すべき「事業の効率性」、「事業の透明性」、「環境負荷の低減」などの各種取組を記載しています。

第1章 社会資本整備の基本理念

京都は山紫水明の自然とともに悠久の歴史を積み重ねてきた景観を保全し、より優れた文化を創造し続ける新しい文化都市である必要があります。

また、京都のまちは古くから多くの人々が集まり歴史と伝統に裏付けられ、創造性にあふれた「京都力」が育まれています。

京都が魅力・活力あふれるまちであり続けるためには、すべての人が京都で生活することの誇りと、いつまでも京都に暮らし続けたいと思うようなまちづくりが必要であり、そのためには市民の皆様とともに力を合わせ「京都力」を発揮する必要があります。

建設局の使命は、市民の皆様「京都に住んでよかった」と実感してもらうとともに、「日本に京都があってよかった」と世界の人々から賞賛されるために、社会資本を適切に維持管理・補修するとともに必要な社会資本を整備することです。

これまでは、新たな社会資本の整備に主眼を置き取り組んできましたが、これからは社会経済情勢の変化などを見据えながら、社会資本を整備する必要があります。

社会資本の整備に当たっては、「事業の選択と集中」、「公共事業評価」、「コスト削減」などの取組を推進し、最小の投資額で最大の事業効果を得るため、最大限の努力を重ねますが、豊かな市民生活を実現するためには、引き続き新たな社会資本への整備も重要です。

建設局では、これまでに整備してきた社会資本ストックを有効に活用するとともに、事業の選択と集中により真に必要な社会資本整備を推進することにより

「京都市基本構想」に示されている

環境に優しく、自然災害にも強い、だれもが暮らし続けたいと思える

「安らぎのある暮らし」

緑豊かな自然や美しい町並みを有し、すべての人が楽しく歩くことができる

「華やぎのあるまち」

の実現を目指すことにより、建設局の使命を果たします。

第2章 社会資本整備に当たっての課題

私たちのまち京都は、1200年にわたる悠久の歴史に磨き上げられた文化と景観が息づく山紫水明の都市であり、日本を特徴付ける「和」の美意識発祥の地でもあります。

更に、街の中心部に鴨川などの清流が流れるなど、美しい自然景観に恵まれています。また、戦災による大きな被害を免れたことから、世界文化遺産をはじめ数多くの社寺や町家などが継承されており、それらの歴史的建造物と現代文化が調和する、日本を代表する歴史都市であり、世界に二つとない世界の宝、日本の国家的財産です。

また、京都は単なる古都ではなく、琵琶湖疏水の開削をはじめ、道路拡築、水道や市電の敷設など、全国に先駆けて「京都策」と呼ばれる近代化政策にも積極的に取り組むことで近代都市として発展し、147万市民が暮らす大都市に成長しましたが、その結果、交通渋滞や放置自転車問題など、大都市共通の課題も抱えています。

基本理念を具体化するに当たり、京都市が抱えている社会資本整備に関する課題を「社会生活面」、「経済産業面」、「都市環境面」、「社会資本の管理面」の4つの視点でとりまとめました。

■ 社会生活面からの課題

京都の景観は、自然と歴史が密接に結びつくことで形成されています。まちを取り囲む三山、鴨川や桂川などの清流、平安京以来育まれた伝統的な町並み、市域に点在する世界文化遺産をはじめとした社寺など、歴史的・文化的資源が美しい景観を織りなしています。

建設局ではこれまでも景観に配慮しながら社会資本整備を進めてきましたが、2004（平成16）年には景観法が施行されるなど、良好な景観形成に対する関心やニーズが一層高まっており、社会資本のデザインに関する検討を進めるなど景観に配慮した取組が必要です。

さらに、京都を取り巻く社会情勢は少子高齢化の急速な進展など大きく変化しているため、人にやさしいまちづくりを推進する取組が必要です。

また、本市では、幹線道路網の整備が遅れていることから渋滞が発生し、その結果、車が生活道路に流入するなど安全な市民生活に影響を与えています。特に、鉄道が整備されていない周辺地域では、車が生活に欠かせないものになっていますが、道路が狭く離合が困難な場所が多いことから、快適な市民生活に支障をきたしており、早急な幹線道路網の整備が必要です。

なお、社会資本の整備に当たっては、市民の皆様の知恵と力を生かした個性豊かなまちづくりの推進に資するため、これからも市民の皆様とともに手を携えながら進めて参ります。

■ 経済産業面からの課題

本市では、積極的に観光を振興することが京都経済の活性化に寄与するとともに、市民自らが京都に誇りを持ち、快適に暮らすことにもつながることから、2000（平成12）年に「観光客5000万人構想」を宣言しました。

観光客の増加を図るためには、それぞれの観光地間を結ぶネットワークの整備や観光客が快適に歩いて楽しめる歩行空間の整備、安全で交通渋滞のない交通環境の確保が必要です。

また、本市の更なる発展のためには、流通機能や生産機能を向上させ、企業立地の促進、企業誘致を図る必要があります。

建設局ではこれまでも産業競争力の強化を目指し、積極的に幹線道路網の充実や交通結節点の機能強化、良好な市街地の形成等に取り組んできましたが、まだ整備状況は十分とは言えず、引き続き整備を推進して行かなければなりません。

■ 都市環境面からの課題

本市では1997（平成9）年に「地球温暖化防止京都会議（COP3）」が開催され、「京都議定書」が採択された都市であることから、2005（平成17）年に「京都市地球温暖化対策条例」を施行し、条文の中に「本市は、平成22年までに、本市の区域内における温室効果ガスの排出の量を平成2年の90パーセントに削減することを目標とする。」という目標を設定し、環境問題に対する取組を積極的に推進しています。

また、2003（平成15）年3月に京都で開催された第3回世界水フォーラムでは世界が抱える水不足、水質汚濁、洪水被害の増大など、様々な問題が熱心に議論された結果、京都から世界に向け「京都水宣言」が発信されました。

本市では全国に先駆けて環境に対する取組を推進してきましたが、急速に進行する温暖化に対し、率先して温室効果ガスの削減に取り組むとともに、様々な水問題に対しても、積極的に取り組み、環境への負荷を低減させなければなりません。

■ 社会資本の管理面からの課題

我が国では高度経済成長期に多くの社会資本を整備しており、本市においても近い将来、一時に大規模な補修や更新費用が必要となりますが、道路特定財源や地方交付税制度の見直しなどにより、社会資本整備費を確実に確保することは非常に困難な状況です。

このような危機的状況を回避するためには、事後保全型の管理手法から既存の社会資本の延命化を図るとともに、計画的に補修を行い更新時期を平準化する予防保全型の管理手法に改め、ライフサイクルコストの縮減に取り組む必要があります。

建設局ではこれまでも社会資本の維持管理・補修を積極的に行ってきましたが、これまで以上に維持管理・補修に重点を置くとともに、既存の社会資本を最大限有効に活用する必要があります。

第3章 社会資本整備の方針

建設局では社会資本整備の基本理念である「安らぎのある暮らし」と「華やきのあるまち」を達成するため、

- 1 「歩いて楽しいまちにする」
- 2 「歴史的な景観を生かしつつ新たな景観を創造する」
- 3 「環境への負荷が少ないまちにする」
- 4 「安全・安心で、活力があるまちにする」

という4つの方針を設定します。

これらの方針をより具体的にするため、17の重点項目を定めるとともに、建設局が取り組む主要事業を示します。

中でも「歩いて楽しいまちにする」という方針は、他の方針とも密接に関連することから重要な方針と位置付けるとともに取組を推進します。

特に、山紫水明の自然とともに悠久の歴史を積み重ねてきた京都の景観を保全し、京都を世界で最も美しい都市にするため「無電柱化等事業」を重要な主要事業と位置付け、新たな無電柱化等推進計画（4年間で20km）を策定するとともに、景観に配慮した道路整備の在り方の検討を進めていきます。

また、自転車については、市民の皆様の日常生活を支えるとともに環境にやさしい乗物ですが、自転車の放置は、歩行者や緊急車両の通行を妨げるとともに、まちの景観を損なうなど社会問題になっています。そのため、歩いたり、自転車で歴史や伝統を感じることができるまちづくりを目指し、都心部の駐輪場の増設（現在の3000台分を4年間でほぼ倍増）や放置自転車の一掃、自転車の利用を促進するための「自転車通行環境整備事業」など歩行者と自転車の共存を推進します。

こうして基本理念の達成状況を確認するとともに重点項目の重点化を図り、市民の皆様が必要とする社会資本を整備するため、市民の皆様の視点に立った各種取組を推進していきます。

参考：市民生活実感調査項目（平成19年度）から

- ・京都市は、まちの美しさや賑わいなどにより、歩いて楽しいまちである。
(27.9%)※
- ・歩道の電柱や段差が無くなるなど快適になった。(3.1%)
- ・京都の個性的なまちなみ景観が守られている。(7.2%)
- ・まちに散乱ごみが少なくなってきた。(10.3%)
- ・鉄道網や道路網が発達しているので、近隣の都市へ出かけるのに便利だ。
(21.9%)
- ・市内の道路は安全・快適である。(2.5%)

※ () 数値は「そう思う」「どちらかということそう思う」と回答した人の割合

■建設局の重点項目体系図

建設局の 基本理念	建設局の方針	建設局の重点項目
緑豊かな自然や 美しい町並みを 有し、すべての 人が楽しく歩く ことができる 「 華やぎのあ るまち 」	1 歩いて楽しいまちにする	1 歩いて楽しい魅力空間の形成を図る
		2 歩いて楽しい市街地の交通システムづ くりを進める
		3 ユニバーサルデザインのまちづくりを進 める
	2 歴史的な景観を生かしつつ 新たな景観を創造する	4 歴史的な市街地景観の保全と再生を 図る
		5 新しい都市景観の創造を図る
環境に優しく、 自然災害にも強 い、だれもがく らし続けたいと 思える 「 安らぎのあ る暮らし 」	3 環境への負荷が少ないまち にする	6 自然循環・省エネルギー都市づくりを 進める
		7 自動車交通量の抑制を図る
		8 市街地の自然的環境づくりを進める
		9 快適な環境の確保を図る
	4 安全・安心で活力があるま ちにする	10 多様な都市活動を支える社会資本整 備を図る
		11 交通ネットワークの形成を図る
		12 都市防災の強化を図る
		13 スワロー市街地等の居住環境の整 備を図る
		14 市民とともに良好な社会資本を次世 代に継承する
		15 暮らしの安全を守る
		16 生活圏の形成を図る
		17 ゆとりある住宅市街地の整備を図る

建設局の方針 1 歩いて楽しいまちにする

● 重点項目 1 歩いて楽しい魅力空間の形成を図る

にぎわいのある魅力的な歩行者空間の充実や町並み整備を進め、「歩いて楽しいまち」を形成することにより、歩行や自転車利用の促進を図ります。

主要事業

- ・ 自転車通行環境整備事業
- ・ 自転車等駐車場整備事業
- ・ 交通安全施設等整備事業
- ・ 土地区画整理事業
- ・ 交通結節点整備事業
- ・ 連続立体交差事業
- ・ 緑化助成事業
- ・ 放置自転車・路上占有物の撤去
- ・ バリアフリー事業
- ・ 市街地再開発事業

都心部放置自転車等対策アクションプログラムの推進

移動円滑化基本構想に基づく重点整備地区の整備

取組事例

紫明学区（北区）



整備前



整備後

放置自転車の撤去（中京区）



撤去前



撤去後

重点項目２ 歩いて楽しい市街地の交通システムづくりを進める

歩くまちづくりの特性に応じた快適な市街地における公共交通システムを構築するため、自動車交通流動を確保するとともに、歩行者・自転車空間ネットワークを形成し、鉄道やバス、自転車などの交通手段の利便性の向上を目指します。

主要事業

- ・自転車通行環境整備事業
- ・自転車等駐車場整備事業
- ・都心部放置自転車等対策アクションプログラムの推進
- ・道路事業
- ・街路事業
- ・交通結節点整備事業
- ・連続立体交差事業

取組事例

石田駅自転車等駐車場（伏見区）



整備後

重点項目３ ユニバーサルデザインのまちづくりを進める

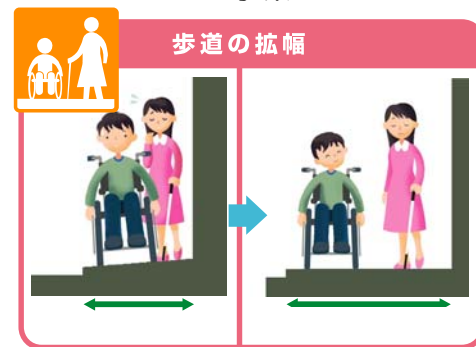
子供や高齢者、障害のある人等すべての人が安全・安心して利用できるユニバーサルデザインのまちづくりを進めます。

主要事業

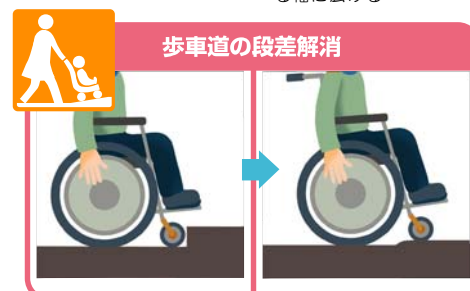
- ・自転車通行環境整備事業
- ・自転車等駐車場整備事業
- ・都心部放置自転車等対策アクションプログラムの推進
- ・無電柱化等事業
- ・バリアフリー事業
- ・連続立体交差事業
- ・放置自転車・路上占有物の撤去

取組事例

バリアフリー事業のイメージ



人と車いすがすれ違える幅に広げる



建設局の方針 2 歴史的な景観を生かしつつ新たな景観を創造する

重点項目 4 歴史的な市街地景観の保全と再生を図る

文化的価値の高い町並みや市街地の歴史性、文化的資源等に調和する社会資本整備に取り組み、世界に誇れる歴史と文化の織りなす市街地景観の保全と再生を図ります。

主要事業

- ・ 無電柱化等事業
- ・ 景観（形態・色彩・素材等）や歴史的・文化的資源に配慮した道路・街路・公園・水辺などの整備事業
- ・ 京都らしい道路デザインの検討

取組事例

ねねの道（東山区）



整備前



整備後

花見小路（東山区）



整備前



整備後

重点項目5 新しい都市景観の創造を図る

魅力的で格調の高い、新たな都市景観を創造するため、地域の特性を踏まえた、質の高い社会資本を整備し、京都の華やぎを後世に伝えていきます。

主要事業

- ・無電柱化等事業
- ・水辺環境整備事業
- ・土地区画整理事業
- ・市街地再開発事業
- ・景観（形態・色彩・素材等）や歴史的・文化的資源に配慮した道路・街路・公園・水辺などの整備事業
- ・京都らしい道路デザインの検討

取組事例

不明門通（下京区）



整備後

御池通（中京区）



整備後

浄福寺通（上京区）



整備後

堀川



完成イメージ

建設局の方針 3 環境への負荷が少ないまちにする

● 重点項目 6 自然循環・省エネルギー都市づくりを進める

大気や水などの自然の循環を活用し、環境負荷の少ない循環型都市構造への転換を図るとともに、建設資材などについてリサイクルの促進を図るなど省エネルギーを推進する環境にやさしいまちづくりを進めます。

主要事業

- ・都市公園整備事業
- ・雨水浸透ますの整備
- ・緑化助成事業
- ・省電力型照明灯の活用による低炭素化促進

低炭素社会に向けた
環境モデル事業の推進

取組事例

宝が池公園 子どもの楽園（左京区）



● 重点項目 7 自動車交通量の抑制を図る

都市における環境への負荷を低減させるとともに省エネルギーを推進するため、都心部における自動車交通量の抑制や公共交通の利用促進等に資する社会資本整備を推進します。

主要事業

- ・自転車通行環境整備事業
- ・自転車等駐車場整備事業

都心部放置自転車等対策アクションプログラムの推進

- ・バリアフリー事業

移動円滑化基本構想に基づく
重点整備地区の整備

- ・土地区画整理事業
- ・道路事業
- ・街路事業
- ・交通結節点整備事業
- ・連続立体交差事業
- ・市街地再開発事業

取組事例

J R 山陰本線（中京区）



整備後

重点項目 8 市街地の自然的環境づくりを進める

四季折々の草花をいたるところで楽しめるよう、身近な公園や花壇を整備することにより、緑と花いっぱいのまちづくりを進め、潤いのある市民生活の実現を目指します。

主要事業

- ・水辺環境整備事業
- ・都市公園整備事業
- ・河川改修事業
- ・土地区画整理事業
- ・連続立体交差事業

- ・緑化助成事業
- ・省電力型照明灯の活用による低炭素化促進

低炭素社会に向けた
環境モデル事業の推進

取組事例

高台寺公園（東山区）



整備後

屋上緑化（伏見区）



整備後

重点項目 9 快適な環境の確保を図る

社会資本整備における環境への影響を緩和させるとともに、都市環境の改善に資する取組を進め、快適な都市環境の確保を図ります。

主要事業

- ・連続立体交差事業
- ・高速道路整備事業
- ・省電力型照明灯の活用による低炭素化促進

低炭素社会に向けた
環境モデル事業の推進

取組事例

土壌脱硝装置 のイメージ図



※ トンネル内の排気ガスを浄化するシステム

建設局の方針 4 安全・安心で活力があるまちにする

重点項目 10 多様な都市活動を支える社会資本整備を図る

都市間の競争力を強化するため、集客力の向上や定住人口の定着化に資する社会資本を整備し、持続可能なまちづくりを目指します。

主要事業

- ・土地区画整理事業
- ・市街地再開発事業

取組事例

上鳥羽南部地区（南区）



施行前



施行中

重点項目 11 交通ネットワークの形成を図る

都市圏内外の交流を支えるとともに、都市間の競争力を強化するため誰もが利用しやすい都市交通基盤を整備することにより利便性の高い総合的な交通体系の構築を進めます。

主要事業

- ・自転車通行環境整備事業
- ・自転車等駐車場整備事業
- ・都市部放置自転車等対策アクションプログラムの推進
- ・バリアフリー事業
- ・移動円滑化基本構想に基づく重点整備地区の整備
- ・土地区画整理事業
- ・道路事業
- ・街路事業
- ・交通結節点整備事業
- ・連続立体交差事業
- ・高速道路整備事業

取組事例

油小路通（伏見区）



整備後

取組事例

久世北茶屋線（南区）



整備後

重点項目 1 2 都市防災の強化を図る

防災拠点の整備や社会資本の耐震化など、都市の構造的な防災機能の充実を図るとともに、河川整備等の治水対策を推進することにより災害に強いまちづくりを推進します。

主要事業

- ・排水路等改修事業
- ・無電柱化等事業
- ・都市公園整備事業
- ・河川改修事業
- ・橋りょう耐震補強事業
- ・土地区画整理事業
- ・道路事業
- ・街路事業
- ・連続立体交差事業

取組事例

国道 4 7 7 号（左京区）



整備前



整備後

鉾立公園（南区）



整備後

善峰川（西京区）



整備後

重点項目 1 3 スプロール市街地等の居住環境の整備を図る

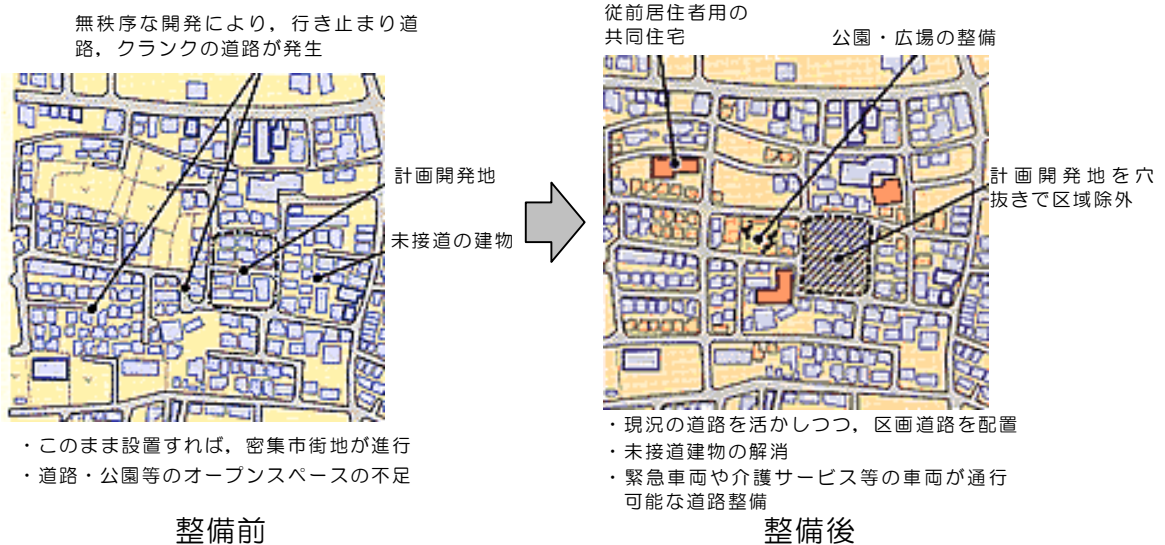
スプロール開発が進んだ市街地等、基盤が十分に整っていない市街地においては防災機能を向上させるとともに居住環境を改善させるため、市街地の再整備を行い、安全で住みやすい成熟化したまちの実現を目指します。

主要事業

- ・都市公園整備事業
- ・市街地再開発事業
- ・土地区画整理事業

取組事例

スプロール市街地の改善イメージ図



重点項目 1 4 市民とともに良好な社会資本を次世代に継承する

常に安全・安心で機能的な都市活動を支えるため、既存の社会資本の点検を進めるとともに施設の耐久性の向上と延命化に努め、適正な水準による維持管理を推進します。特に道路の空洞化は、地下埋設物が要因となるケースが多いことから、埋設物の管理者とも連携を図りながら適切に管理します。

主要事業

- ・舗装の補修
- ・橋りょうの補修
- ・河川・排水路の補修
- ・公園施設の補修
- ・排水機場の補修
- ・予防保全型の管理手法の推進
- ・公民協働での日常的な維持管理（社会資本の里親制度）
- ・省電力型照明灯の活用による低炭素化促進

低炭素社会に向けた
環境モデル事業の推進

取組事例

路面性状測定車を用いた舗装道路の点検



舗装の補修（左京区）



整備前



整備後

● 重点項目 15 暮らしの安全を守る

交通の安全を図るため、歩道の拡幅や交差点での改良工事などを進め、誰もが安心して暮らせるまちづくりを推進します。

主要事業

- ・バリアフリー事業
- ・移動円滑化基本構想に基づく
重点整備地区の整備
- ・交通安全施設等整備事業
- ・道路改良事業
- ・放置自転車・路上占有物の
撤去など

取組事例

撤去した放置自転車の保管状況（伏見区）



交差点改良（西京区）



整備前



整備後

国道162号（右京区）



整備前（旧道）



整備後（バイパス）

重点項目16 生活圏の形成を図る

子供や高齢者，障害のある人等すべての人が，豊かで潤いのある日常生活が送れる居住環境を形成するため，計画的な社会資本の整備，都市環境の形成を進めます。

主要事業

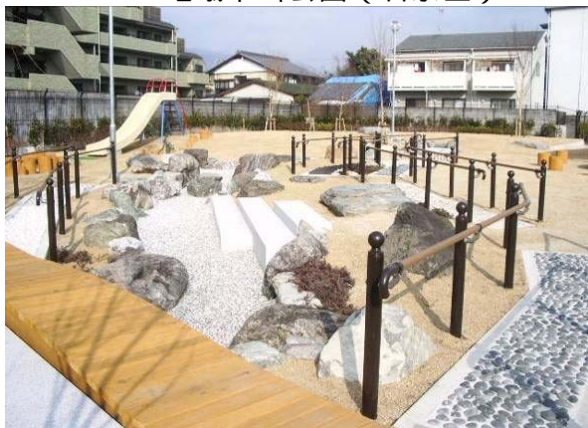
- ・公園施設等の補修
- ・都市公園整備事業

・バリアフリー事業

移動円滑化基本構想に基づく
重点整備地区の整備

取組事例

嵯峨中山公園（右京区）



整備後

太秦安井公園（右京区）



整備後

渋谷街道（山科区）



整備前



整備後

重点項目 17 ゆとりある住宅市街地の整備を図る

道路や公園などの公共施設を備えた良好で計画的な市街地の整備を進め、市民ニーズに対応した住宅市街地の形成を進めます。

主要事業

- ・ 都市公園整備事業
- ・ 市街地再開発事業
- ・ 土地区画整理事業

取組事例

洛北第二地区（左京区）



施行前



施行中

第4章 社会資本整備に当たっての取組

1 地域特性を踏まえた社会資本整備の取組

これからのまちづくりは、画一的な基準によって整備するのではなく、地域ごとの魅力を十分に発揮することができる個性的な整備方針が必要です。

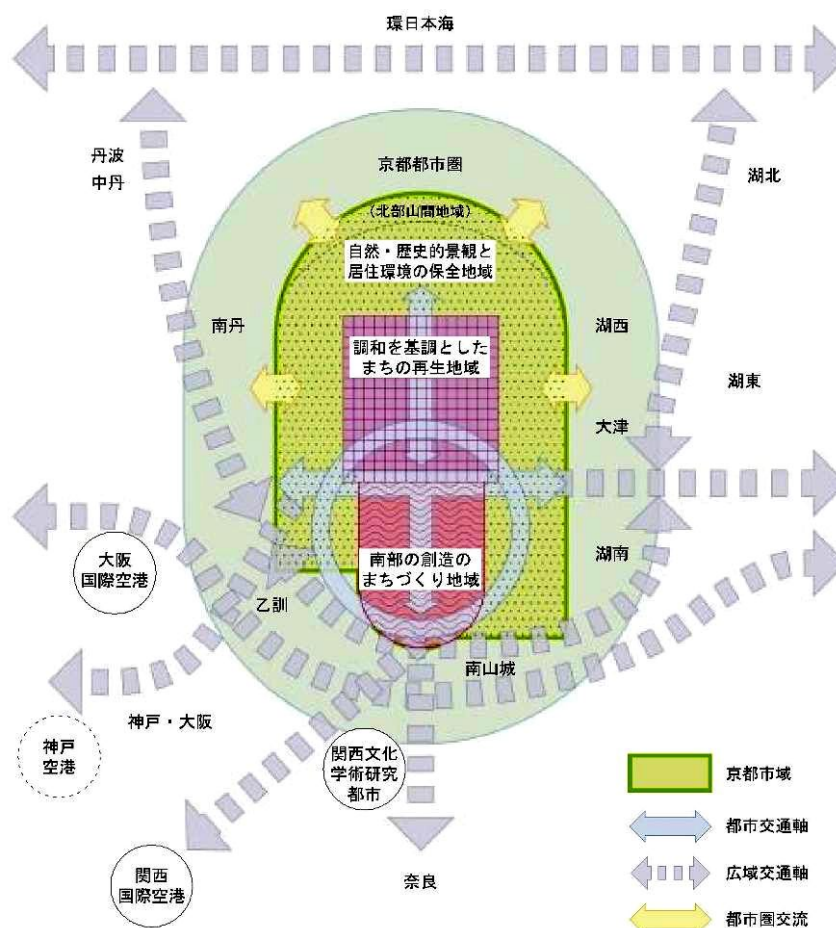
建設局では、京都市基本構想で位置づけられている「保全」、「再生」、「創造」の視点から市域を3地域に分別し、それぞれの地域特性にあった整備方針を定め、まちづくりを進めていきます。

【地域区分】

「保全地域」：三方の山々、文化財や史跡の点在する山ろく部、ゆとりと景観に恵まれた地域一帯における、自然と歴史的な景観を保全するとともに、良好な居住環境の保全・向上や文化、学術、研究機能の集積を図るゾーン

「再生地域」：伝統的な町家も数多く残り、商業・業務機能が集積し、職・住・文・遊が折り重なる歴史豊かな市街地における調和を基調とする再生を図るゾーン

「創造地域」：21世紀の新たな活力を担う創造のまちづくりをすすめるゾーン



■ 保全地域における整備方針

1200年の悠久の歴史に育まれてきた三山の山々、豊かな自然と世界遺産を始めとする社寺等の文化財や史跡が融合する山ろく部、河川沿いの地域など自然風趣に富む「歴史的風土特別保存地区」や「風致地区」等については、その豊かな自然や歴史的な景観に配慮しながら社会資本を整備していきます。

北部等の山間集落地域においては、地域住民が安心して暮らし続けることができるよう、農林業などの地域産業の振興や市民が自然とふれあう中で心の豊かさを味わえる場になるような社会資本を整備することで、都心地域等との交流・連携を強め、地域の活性化を進めます。

また、市街地周囲の山ろく部から平地部にかけての自然・歴史的環境の豊かな地域では、その環境の保全・向上に努めるとともに、そこに点在する緑地、田園、耕作地について、それらが有する多面的機能を生かしながら、保全に努めます。

景観の保全が望まれる観光地周辺などについては、市民、事業者との連携を図りながら、無電柱化等事業を推進するとともに、道路の舗装や照明のデザインを工夫するなど、道路景観の整備に努めます。

保全地域のイメージ写真



■ 再生地域における整備方針

市街地においては、長い歴史の中で培ってきた職・住・文・遊が織り重なるまちの魅力を時代のニーズにあった新たな形で発展しなければなりません。

そのためには、地域が受け継いできた個性を活かすため、住民主体のまちづくりを目指し、地域コミュニティの再生を図ります。

また、周辺市街地などにみられる住宅と工場が混在する地域については、魅力ある居住環境を確保し、両者が共存する理想的な都市空間の形成を目指します。

また、「職」と「住」が相互に関わりあいながら、特色ある多様な生活文化を継承してきた職住共存地区においては、地域ごとの豊かな個性に配慮するとともに文化財の周辺などの歴史的な景観を有する地域においては、可能な限り景観の保全・再生に向け取り組むことで歩いてたのしいまちづくりを促進します。

再生地域のイメージ写真



■ 創造地域における整備方針

21世紀の新たな活力を担う創造地域では、地域住民の生活の場であることを視野に入れながら、地域の自然・歴史・産業環境を活かすとともに、歴史や文化に裏打ちされた知識や技術と密接に関連したまちづくりを推進します。

そのためには、幹線道路網の整備を促進するほか、公共交通機関との連携に資する施設を整備することで、物流機能の向上を図るとともに、新しい住宅市街地の整備などを進めます。

特に創造地域では、市域だけではなく周辺市町村、更には、関西圏等広域的な連携を視野に入れながら多様な都市機能の集積やそれにふさわしい空間形成を図ります。

民間企業の進出などにより新しい活力が芽生えている高度集積地区では、21世紀の新しい都市活力を担う中心的な地区として、周辺地域との調和を図りつつ、重点的に社会資本の整備を進めます。

創造地域のイメージ写真

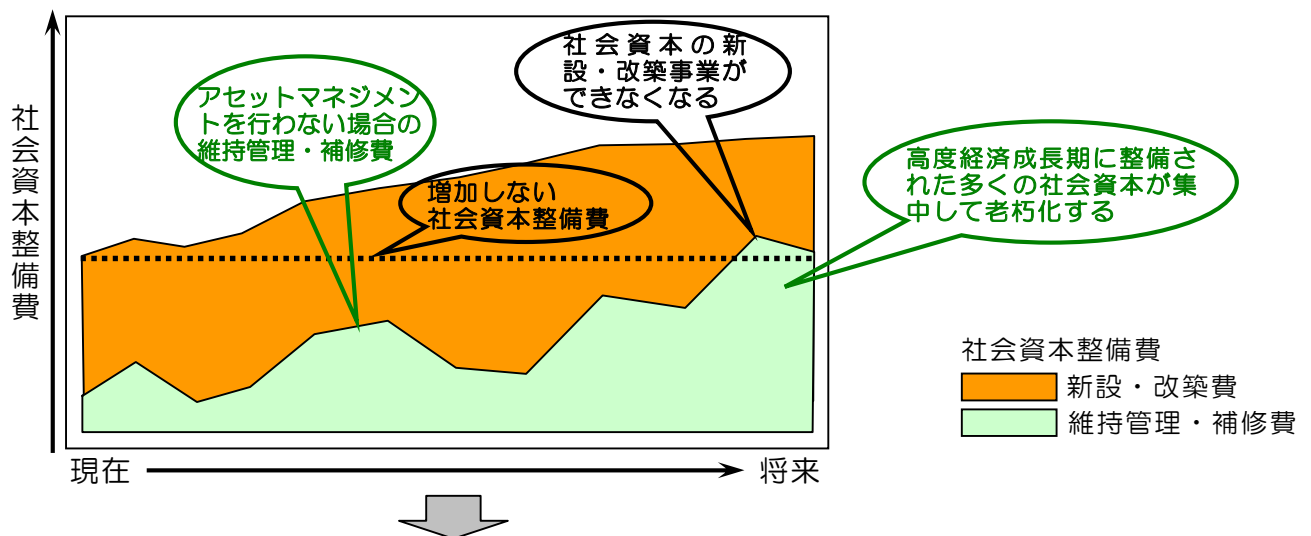


2 選択と集中による社会資本整備の取組

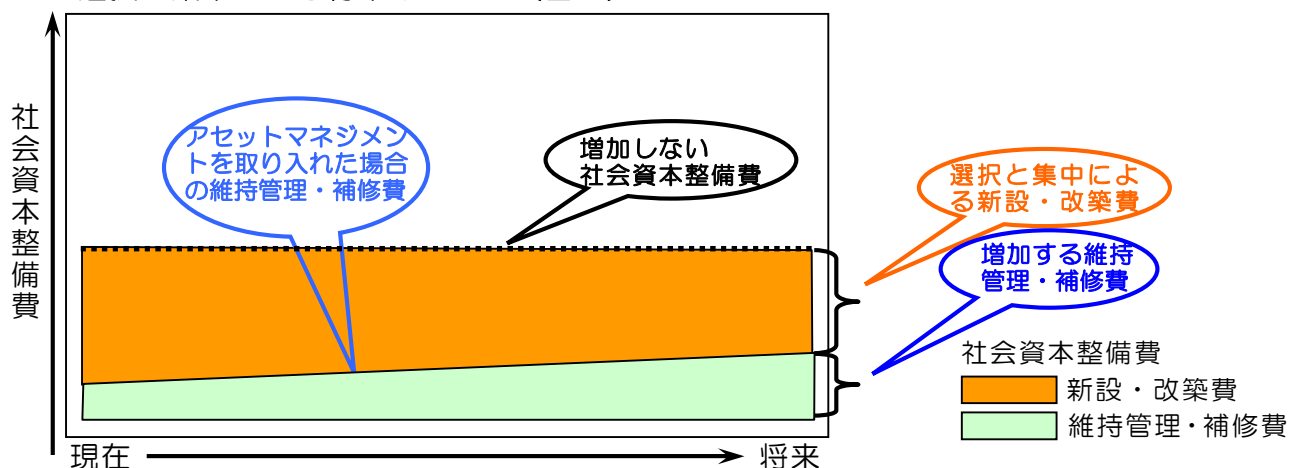
高度経済成長期に整備された多くの社会資本は近い将来、大規模な補修や更新の時期を迎えることから、社会資本整備費の多くが維持管理・補修に費やされ、このままでは新たな社会資本が整備できなくなります。（図1）

市民の皆様が必要とする社会資本の整備と維持管理・補修を行うためには「既存の社会資本の延命化」を図り、更に「計画的に補修を行い更新時期を平準化」する、予防保全型の維持管理手法に改め、ライフサイクルコストの縮減に取り組むとともに、新たな施設の整備についても成果を重視した「政策・施策評価」や「事務事業評価」を活用しながら、事業の選択と集中に取り組む必要があります（図2）。

建設局における社会資本整備費の将来イメージ（図1）



選択と集中による将来イメージ（図2）



3 効率的な社会資本整備の取組

(1) 予防保全型の維持管理手法（アセットマネジメント※）の推進

社会資本は、適切に維持管理・補修をしなければ、その寿命を縮め、当初の想定より早く更新時期を迎えてしまいます。社会資本の耐久性の向上と延命化を図るには、点検を実施してその状態を把握するとともに、適切な時期に適切な補修を行わなければなりません。

建設局が維持管理している社会資本は多岐にわたっており、その中でも特に更新に多くの費用が必要な「舗装」「橋りょう」「排水機場」「公園施設」について、予防保全型の維持管理手法（アセットマネジメント）の導入に向け調査・検討を重ねてきました※。

今後はそれらのデータを基に維持管理計画を策定し、ライフサイクルコストの縮減を目指します。

・アセットマネジメント（Asset Management）

一般的にアセットマネジメントとは保有する資産（不動産、証券等）を、最適な方法で効果的に運用することにより、資産価値の最大化を図ることを言う。

社会資本におけるアセットマネジメントとは、社会資本を資産としてとらえ、社会資本の状態を定量的に把握することにより、将来の劣化を予測し、「いつの時点で」、「どのような対策を行うのが最適なのか」を判断するシステムである。

・これまでの取組

舗装・橋りょう・排水機場・公園施設について、各点検マニュアルの策定を行い、点検マニュアルに基づく調査を実施中

(2) 公の施設の維持管理

道路・河川・公園等、市民生活に密接な社会資本の維持管理においては、安心・安全な生活と直結することから、迅速・適切な対応が必要であり、建設局職員自らが、その維持サービスに努めるとともに、アセットマネジメント導入に向けた舗装点検なども建設局職員の直營業務として取り組んでいます。

(3) 公共事業評価の推進

公共事業の効率性やその実施過程の透明性を図るため、事業採択前に新規採択時評価※、事業実施中に再評価※、事業完了後の事後評価※を行うとともに、その評価結果を公表しています。今後も引き続き公共事業評価を行うとともに、評価システムの向上を目指します。

- ・ 新規採択時評価

総事業費が10億円を超える公共事業の採択に当たり、事業の妥当性、優先性、必要性、効率性などの観点から検証を行う評価

- ・ 再評価

事業採択後一定期間が経過した事業について、事業完了の目途、事業を取り巻く社会経済情勢の変化、事業見直しの必要性などの観点から検証を行う評価

- ・ 事後評価

公共事業評価を実施した事業のうち、完了した事業について、事業を取り巻く社会経済情勢の変化、事業の効果などの観点から検証を行う評価

(4) 公共事業のコスト構造改善の推進

社会資本の整備に当たっては「より良いものをより安く」提供するという観点から、これまでも積極的に工事コストの縮減※に取り組んできた結果、一定の成果を得ることができました。

しかしながら、行き過ぎたコスト縮減は品質の低下を招く恐れがあることから、今後はコストと品質の両面から公共事業を抜本的に改善し、良質な社会資本を効率的に整備・維持することを目指す総合的なコスト構造改善※に取り組めます。

- ・ 工事コストの縮減

工事の「コストの低減」、「時間的コストの低減」、「ライフサイクルコストの低減」などの取組により工事費及び維持管理費を低減すること

- ・ 総合的なコスト構造改善

これまで取り組んできたコストの縮減に、以下の視点を加えた総合的なコスト構造の改善

- ①事業のスピードアップによる効果の早期発現
- ②将来の維持管理費の縮減
- ③民間企業の技術革新によるコスト構造の改善
- ④施設の長寿命化によるライフサイクルコスト構造の改善
- ⑤環境負荷の低減効果等の社会的コスト構造の改善

(5) 民間活力の活用方策等

多様化する市民ニーズに対応するとともに、効率的かつ効果的に社会資本の整備や維持管理・補修を進めて参ります。

社会資本の整備に当たっては、PFI※など、民間活力の導入について検討を行うとともに、施設の維持管理・補修についても、民間などの能力を活用する指定管理者制度※の導入を行っています。

・PFI (Private Finance Initiative)

従来、公共部門によって行われてきた公共施設等の建設，設計，維持管理・補修，運営等を民間の資金，経営能力，技術的能力を活用して行う新しい事業手法であり，最小の経費で最大の効果を上げる有効な手法

・指定管理者制度

市が設置する公の施設の管理運営について，市が指定する指定管理者に管理を代行させる制度。この制度の導入により株式会社等の民間事業者も公の施設の管理運営を行うことができるようになった。

(6) 市民との協働の推進

社会資本の整備に当たっては事業の透明性や公正性を確保することはもちろん市民の皆様との理解と協力を得るため，事業の構想・計画・実施等の各段階で市民の皆様に参加していただく取組を推進する必要があります。

そのため広く情報を公開することにより，事業の透明性や公正性を高めるとともに，広域，公益的な視点で議論を重ねることが重要です。

また，事業完了後も市民の皆様と連携を図り，道路や河川，公園などの美化活動を推進します。

(7) 環境共生型社会への対応

2005（平成17）年2月に地球温暖化に関する京都議定書が発効され，わが国では温室効果ガスを6%削減することが義務付けられました。

本市では，2005（平成17）年4月に全国に先駆けて施行した京都市地球温暖化対策条例の第3条に「本市は，平成22年までに，本市の区域内における温室効果ガスの排出の量を平成2年の90パーセントに削減することを目標とする。」という京都議定書の削減目標より更に厳しい目標を設定し，市民や事業者の皆様と協力しながら，「環境共生型都市・京都」の実現を目指しています。

また，「京都市水共生プラン」に掲げられた5つの基本方針「流域全体を見据えた治水対策」，「良好な水環境の実現」，「健全な水循環系の回復」，「ゆたかな水文化の創造」，「雨水の利用」に従い各種取組を推進します。

(8) 建設リサイクルの推進

社会資本等の整備に伴うコンクリート、アスファルト、木材等の建設副産物を廃棄しますと、環境に多大な負担を与えますので可能な限り建設資材等として活用していく必要があります。

建設局では、ゼロエミッション（廃棄物ゼロ）を目指し、建設副産物の発生抑制、再利用、再資源化及び適正処理を推進します。

(9) ローカルルールを導入

これまでの社会資本整備は画一的な基準で整備されてきましたが、今後は事業効果の早期発現やコスト縮減の観点から、地域の実情に応じたローカルルールを設定し整備していきます。

歩道等の設置に係る道路構造令の京都市運用基準の活用や地域住民の合意を図りながら1.5車線の道路整備※を行うなど、ローカルルールに基づく道路整備を実施していきます。

・ 1.5車線の道路整備

全線にわたり2車線道路を整備するのではなく、1車線区間と2車線区間、待避所などを組み合わせ道路を整備する手法。

(10) 入札・契約制度の改善

昨今では価格競争の激化により、低価格による入札が増加し、工事中の事故や手抜き工事の発生、下請業者や労働者へのしわ寄せ等による工事の品質低下が懸念されています。

このような状況を踏まえ、2005（平成17）年4月に「公共工事の品質確保の促進に関する法律」が施行され、公共工事の品質を確保する取組として、価格と技術提案の優劣を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式が示されました。

建設局では、2006（平成18）年から総合評価方式による試行を重ね、2008（平成20）年5月に「京都市建設局総合評価方式ガイドライン」を策定し取組を進めています。

今後は総合評価方式、VE方式※、プロポーザル方式※による入札・契約制度を推進し、企業の技術力や履行能力を評価することにより、適切な発注の実現を目指します。

・ VE方式（Value Engineering）

計画や設計内容と同等以上の機能や品質を確保しつつ、コストを縮減する技術提案を受ける、もしくは同等のコストで機能を向上させる技術提案を受ける手法

・ プロポーザル方式

高度な知識や技術等が要求される業務において、事業者から技術提案書の提出を受け、これを基に選定委員会において審査・評価し、事業者を選定する方式

4 建設局中長期運営方針の推進

建設局中長期運営方針（社会資本整備の重点）は「建設局事業推進委員会」が政策・施策評価，事務事業評価の結果などをもとに，方針や重点項目の取組状況，問題点，課題等を検証し，常にPDCAサイクル※を意識して，取り組みます。

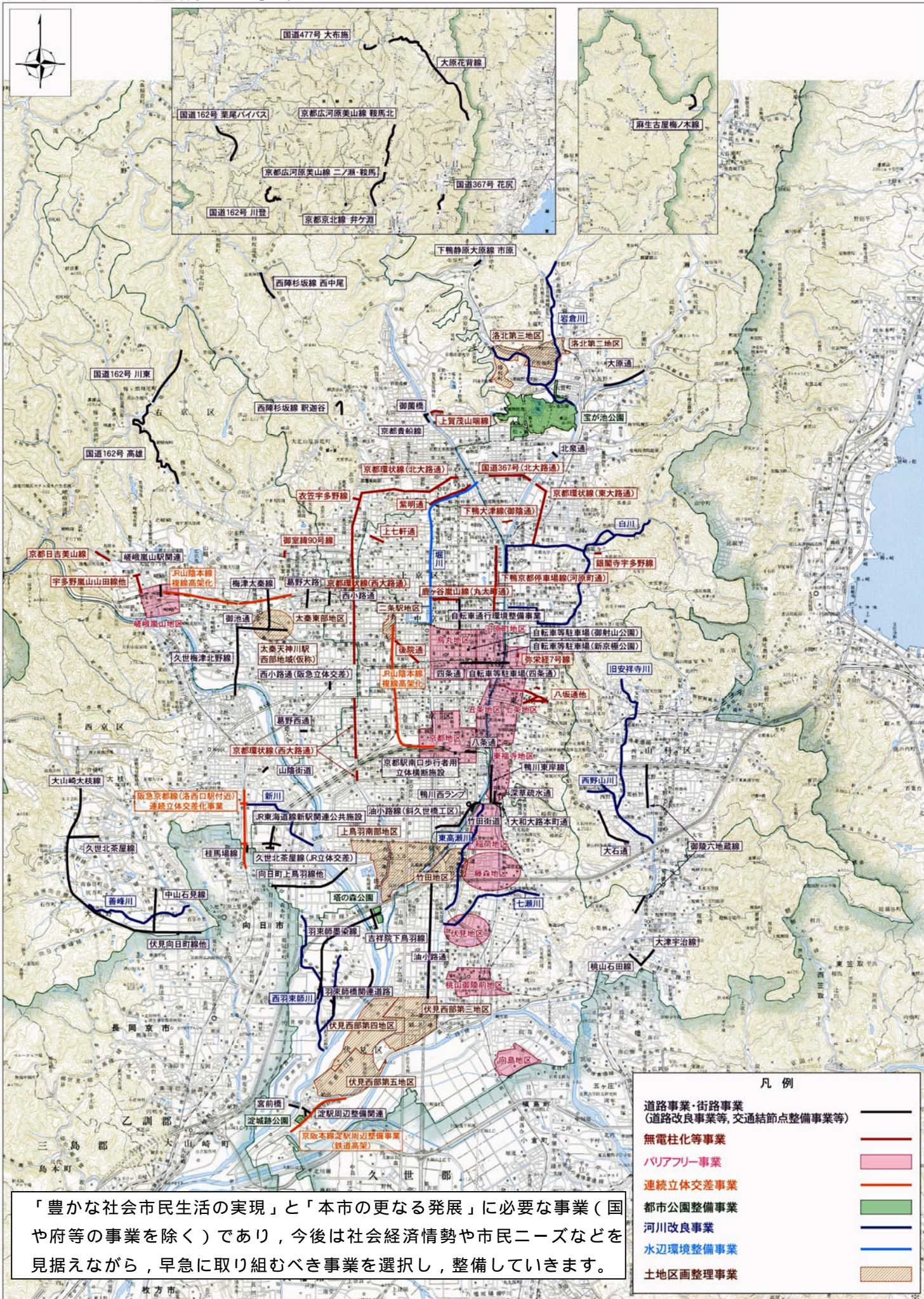
更に，各年度における具体的な取組については，本運営方針を基に，社会経済情勢などを見極めながら，事業の推進等に係る基本的な考えを示す「建設局運営方針」を策定，公表することにより，説明責任を果たすとともに，責任執行体制の明確化を図ります。



・PDCAサイクル

Plan(計画),Do(実行),Check(点検),Action(改善)の略で，「計画を立て，実行し，その結果を点検し，改善を行う」という一連のサイクルにより，質の高い成果を達成するためのシステム

参考1 主な整備予定事業



参考2 主要事業の概要

(1) 直営業務

道路のパトロール，破損した道路施設や公園施設等の補修，道路・河川・公園などの不法占拠等の取締りと指導，土砂災害や河川の氾濫などの災害時の監視，迅速な応急復旧を行い，市民の安全・安心な生活を守ります。

(2) 舗装，橋りょう等の補修

破損や老朽化等により傷んだ舗装や道路施設などの補修を行い適切な維持管理を行います。

(3) 河川，排水路等の補修

破損や老朽化等により傷んだ河川や排水機場などの補修を行い適切な維持管理を行います。

(4) 公園施設等の補修

破損や老朽化等により傷んだ公園や公園施設の補修を行うとともに，街路樹の剪定など，適切な維持管理を行います。

(5) 自転車通行環境整備事業

増加する自転車事故防止のため，自転車と歩行者の輻輳があり危険な箇所等において，自転車と歩行者の安全で快適な通行空間の確保を図ります。

(6) 自転車等駐車場整備事業

多くの自転車が集まる駅周辺や繁華街等で，自転車等駐車場の整備を行うことにより，手軽で環境に優しい自転車利用をしやすくし，放置自転車の減少を図ります。

(7) 無電柱化等事業

道路・歩道上で支障となっている電線類を地中化することにより歩行空間を改善するとともに，電柱のスリム化及び横断線の整理等により，都市景観の向上を図ります。

(8) 水辺環境整備事業

それぞれの河川や地域の特徴を踏まえつつ，美しい河川景観の形成と保全を目指し，ホテル等の生育する水辺空間の整備を行うことで，市民が親しめる環境づくりを図ります。

(9) 都市公園整備事業

市民の遊びや憩いの場となり，災害時には避難地等にもなる公園を整備・改修することで，まちなかの緑の拠点・人が集まり楽しむ拠点づくりを図ります。

(10) バリアフリー事業

歩道における十分な幅員確保や段差解消などを進めることにより，高齢者や障害がある人を始め，誰もが安全・快適に移動できる空間づくりを図ります。

(11) 交通安全施設等整備事業

交差点や視距改良，歩道や段差解消等の道路本体の改良や，道路照明灯や防護柵，道路標識の設置，道路附属物等の設置などにより，交通安全を図ります。

(12) 河川改修事業

流域の浸水被害を防止するための治水対策を図るとともに，河川環境の整備と保全のために多自然川づくりを推進していきます。

(13) 橋りょう耐震補強

橋脚の補強や橋桁の落下を防止する耐震対策工事を実施することにより，被災時の道路機能を確保します。

(14) 土地区画整理事業

面的な広がりを持った広い区域で，道路や公園，宅地などを総合的に整備することで，良好な生活環境を持った安全なまちづくりを図ります。

(15) 道路事業（幹線道路整備事業，道路改良事業）

人やものなどの移動を支える幹線道路を整備するとともに，既存の道路において，すれ違いを容易にするため，幅員の狭い区間を広げるなど走行の安全性・快適性の向上，交通渋滞解消による温室効果ガスの削減を図ります。

(16) 街路事業（交通結節点整備事業を含む）

都市計画事業による街路（道路）整備事業で，都市における円滑な交通を確保するとともに，豊かな公共空間を備えた良好な市街地の整備を図り，交通渋滞解消による温室効果ガスの削減を図ります。

(17) 連続立体交差事業

駅を含めた鉄道の高架化や緩衝緑道を整備することにより，交通渋滞の緩和と安全性の確保，利便性の向上，環境保全と生活環境の向上を図り，街の活性化に寄与します。

(18) 高速道路整備（関連事業含む）

都市内の自動車による移動の基本となる高速道路を整備することで，交通渋滞の緩和や移動時間の短縮など交通円滑化を図ることにより温室効果ガスの削減を図ります。

(19) その他の事業

市街地再開発事業，歩行者優先道路整備，放置自転車・路上占有物の撤去，排水路等改良事業，雨水浸透枘の整備，緑化助成事業，景観（形態・色彩・素材等）に配慮した道路・街路・公園・水辺などの整備事業，アセットマネジメント手法による予防的な補修，公民協働での日常的な維持管理を行い「安らぎのある暮らし」と「華やぎのあるまち」の実現を目指します。